

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

### 告 示

ぎふ清流文化プラザの使用料及び賃貸料の徴収事務委託に  
関する告示

(文化振興課)

ページ  
一

号 外 (一) 平 成 二 十 七 年 九 月 一 日

## 告 示

岐阜県告示第五百三三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八十八条第一項の規定により、  
ぎふ清流文化プラザの使用料及び賃貸料の徴収事務をぎふ清流文化プラザに係る指定管  
理者であるぎふ清流文化プラザ管理運営共同体に委託したので、同条第二項の規定によ  
り告示する。

平成二十七年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火曜日  
金曜日)

発 行

(休日  
に当  
たる  
とき  
は翌  
日)

平 成 二 十 七 年 九 月 一 日

平成二十七年九月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社